

新たな地域医療構想の策定支援に係るデータ収集・分析及び資料作成等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 目的

「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」（令和 8 年 3 月 19 日）及び国の新たな地域医療構想策定ガイドラインに基づき、本県が 2040 年頃を見据えた新たな地域医療構想を策定するに当たり、データの収集・分析及び会議資料の作成等を行う受託者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

新たな地域医療構想の策定支援に係るデータ収集・分析及び資料作成等業務
(令和 8 年度分)

(2) 業務の内容

別紙「委託仕様書（令和 8 年度分）」のとおり。なお、仕様書及び別冊「協議資料 様式集」は、県が想定する標準的な進め方・資料構成を示すものであり、仕様書第 2（目的・実施方針）及び第 3（業務の基本方針。資料の記載ルールを含む）を満たす範囲で、様式の構成、分析項目・分析手法、追加調査等について、提案者の創意工夫による変更・追加の提案を妨げない。提案の採否は、契約締結の協議において県が決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託費用の限度額

11,000 千円（消費税及び地方消費税（消費税率 10%）を含む。）

提案価格がこの額を超える場合は失格とする。

3 令和 9 年度分の業務の取扱い

新たな地域医療構想の策定は令和 9 年度末（構想の確定・告示は令和 10 年度当初）まで継続し、令和 9 年度には、第 4 回から第 7 回までの会議（委託仕様書第 2 3 (2)参照）に係る分析・資料作成、素案の取りまとめ支援、県議会への素案説明用資料（概要版）の作成、パブリックコメント用資料の作成、構想（案）及びその概要版の骨格の作成、第 8 回（令和 10 年度開催）の会議資料の作成等の業務を想定（業務の全体像は仕様書第 2 の 3 を参照）。

- ・ このため、企画提案に当たっては、令和 8 年度分の提案に加え、令和 9 年度分を含む 2 か年の全体像（体制・工程・品質管理の継続性）を踏まえた提案とすること（審査項目に含む）。
- ・ ただし、本プロポーザルは、令和 9 年度分の契約を約束するものではない。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 参加申込書の提出日から契約締結日までの間のいずれの日においても、鹿児島県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立て又は銀行取引停止処分がなされている状態をいう。ただし、県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しないこと（様式 7 の誓約書及び役員等名簿を提出すること）。
- (7) 国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務（医療・介護分野の計画策定支援、医療提供体制に係るデータ分析等）の実績を有する者であること。
- (8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体その他知事が適当でないと判断する者でないこと。

5 スケジュール

項目	期日（予定）
----	--------

公告・募集開始	令和 8 年 8 月 7 日（金）
質問書（様式 2）の提出期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時
質問への回答（県ホームページ掲載）	令和 8 年 8 月 27 日（木）まで
参加申込書（様式 1）等の提出期限	令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 5 時
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時
審査（書面審査）	令和 8 年 9 月 7 日（月）から 9 日（水）まで （予定）
審査結果の通知	令和 8 年 9 月 11 日（金）（予定）
契約締結	令和 8 年 9 月 14 日（月）から 9 月下旬まで （予定）

※ 期日は変更することがある。変更する場合は、県ホームページに掲載する。

6 参加申込及び質問

(1) 参加申込

- ・ 提出書類：参加申込書（様式 1）1 部（応募資格誓約書（様式 6）及び誓約書及び役員等名簿（様式 7）は、企画提案書等と併せて提出すること（別表参照）。）
- ・ 提出方法：電子メール又は FAX（10 の提出先。件名を「【参加申込】地域医療構想プロポーザル」とすること。）。その際は、電話により到達確認を行うこと。持参又は郵送によることもできる。
- ・ 参加申込書の提出後、事情により参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限（5 参照）までに辞退届（任意様式）を提出すること。辞退による不利益な取扱いを行わない。
- ・ やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、あらかじめ 10 に連絡し、県の同意を得た上で、指定された提出期限までに提出することができる。

(2) 質問

- ・ 募集要領、仕様書及び様式に関する質問は、質問書（様式 2）により、電子メールで提出すること。なお、電話や FAX、口頭による質問は受け付けない。
- ・ 受け付けた質問に対しては、参加申込書提出者全てに電子メールで回答するとともに、質問者名を伏せた上で県ホームページに掲載する。回答は、5 の期日を待たず、準備が整ったものから順次行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の

具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。なお、質問に対する回答は、募集要領、仕様書及び様式の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書等の提出

- ・ 提出書類及び提出部数：別表のとおり
- ・ 提出期限：5 のとおり（必着）
- ・ 提出方法：持参又は郵送（書留。提出期限までに到着したものに限る。）
- ・ 留意事項
 - ・ 郵送の場合は、封筒に「新たな地域医療構想策定支援業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。
 - ・ 提出書類は、全て A4 版（A3 版三つ折り可）とし、文字の大きさは原則として 10.5 ポイント以上とすること。
 - ・ 企画提案書等は、提出期限以降の変更、差替え又は再提出は認めない。
 - ・ 提出書類は返却しない。
 - ・ 期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
 - ・ 電子データ（PDF）を併せて提出すること（CD-R 等又は電子メール）。

8 審査及び選定

- (1) 県が設置する「新たな地域医療構想策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」において、提出書類により審査する（書面審査）。プレゼンテーションは実施しない。ただし、提案内容の確認のため、必要に応じて書面等により説明を求めることがある。
- (2) 審査は、別紙「審査基準（評価要領）」により行い、合計点数の最も高い者を最優秀提案者として選定する。同点の場合は、審査委員の合議により決定する。
- (3) 参加者が 1 者の場合も審査を実施し、一定の水準（審査基準に定める最低基準点）を満たす場合に選定する。
- (4) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。なお、審査内容に関する問い合わせや審査結果についての異議申立ては受け付けない。

9 契約の締結

- (1) 最優秀提案者と契約締結の協議（提案の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。）を行い、見積書を徴し、県の契約書式により契約書を作成して契約を締結する。
- (2) 本契約はプロポーザル方式で実施するものであり、審査結果により契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。
- (3) 契約保証金は、鹿児島県契約規則第 33 条第 9 号の規定により免除する。
- (4) 企画提案書等の提出以降、契約締結までの間に、この手続に参加した者が 4(3) の指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。この場合において、県は一切の損害賠償の責めを負わない。
- (5) 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

10 書類の提出先・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

電話 099-286-2738（直通） FAX 099-286-5928

電子メール iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

（受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

11 その他

- ・ 提案する案は、1 参加者につき 1 案とする。
- ・ 見積金額には、本業務の実施に要する一切の費用を含むものとする。
- ・ 次に掲げる場合は、提案を無効とする。
 - ① 県が指定した期日及び場所に書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件又は指示した事項等に違反した場合
 - ③ 参加資格を満たさない場合又は提案書に虚偽の記載がなされていた場合
- ・ 参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ・ 天変地異その他やむを得ない理由があるときは、本プロポーザルの執行を延期し、又は中止することがある。この場合において、県は参加に要した費用を補償しない。
- ・ 提出書類は返却しない。選定の過程及び審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号）に基づき対応する。提出書類は、本

プロポーザルの目的以外には使用しない。

- ・ 選定された者の提案書に係る著作権の帰属は契約書で定める。選定されなかった者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。
- ・ 審査委員に対する事前の働きかけを行った者は、失格とする。
- ・ 提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・ 提案者は、競争を制限する目的で他の提案者と参加の意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ・ 提案者は、最優秀提案者の選定前に、他の提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・ 提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該提案者を参加させず、又は執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- ・ 本プロポーザルに関し県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- ・ 提案書の作成に当たり生成 AI を利用する場合は、記載内容の事実確認（出典の確認）を提案者の責任で行うこと。事実と異なる記載（実績の誇張・存在しないデータの引用等）が判明した場合は、失格又は契約解除の事由とする。

(別表) 提出書類及び提出部数

提出書類	記載内容等	提出部数
応募書（様式 3）	代表者名等を記載し、提出すること。 企画提案書の表紙を兼ねる。	5 部
企画提案書（任意様式）	「企画提案書 作成要領」に定める①から⑨までの事項を記載すること。 A4 版縦・30 ページ程度以内（A3 版三つ折り可）。	5 部
事業費積算書（様式 4）	令和 8 年度分の経費の内訳（人件費・データ処理費・旅費・通信費等）を記載すること。参考として令和 9 年度分の概算を記載すること。	5 部
団体等概要及び業務実績（様式 5）	過去 3 年間に於いて、国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績の概要を 3 件まで記載すること。あわせて、過去 2 年間に於ける個人情報漏えい等の事故の有無を記載すること（「有」の場合は、その概要及び再発防止のために講じた措置を記載すること。審査基準 4 により減点の対象となる。）。【添付書類】登記簿謄本（履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内のもの））、定款・規約、会社概要等が分かるパンフレット等	5 部 (添付書類は 1 部)
応募資格誓約書（様式 6）	代表者名等を記載し、提出すること。	5 部
誓約書及び役員等名簿（様式 7）	誓約書及び役員等名簿を提出すること。	1 部
業務実施体制・配置予定者調書（様式 8）	業務責任者及び主たる従事者の氏名、経歴、資格、本業務における役割等を記載すること。	5 部
電子データ	上記の提出書類一式の PDF（CD-R 等又は電子メール）	1 式
県税の納税証明書	発行後 3 か月以内のもので、現に県	1 部

	税の滞納がないことを証明するもの (県内に事業所を有しない場合は提出 不要)	
--	--	--